

## 仙北市ごみ集積所整備補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、地域の生活環境の保全及び環境美化の推進を目的として、ごみ集積所の整備を行う住民組織に対し、市予算の範囲内において仙北市ごみ集積所整備補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるほか、様式は仙北市補助金等交付規則（平成17年仙北市規則第39号。以下「規則」という。）による。

### (補助基準)

第2条 補助の対象となるごみ集積所は、地域の住民組織の合意により設置されたごみ集積所で、当該地域の住民が自主的に管理を行うものでなければならない。

2 補助を受けた翌年から5年間は、当該ごみ集積所について補助を受けられないものとする。ただし、地震、爆風、洪水、火災、その他これらに類する災害等により、被害を受けたものに関しては、この限りでない。

### (補助対象事業)

第3条 補助金の対象となる事業は、それぞれ次の各号に掲げる区分に定める内容とする。

- (1) 既存のごみ集積所を建替える事業
- (2) 既存のごみ集積所を修繕する事業

### (補助金の額等)

第4条 補助金の額は、次の各号に掲げる事業の区分に応じた額とする。

- (1) 前条第1項1号に掲げる事業 事業費の2分の1以内で限度額6万円
- (2) 前条第1項2号に掲げる事業 事業費の2分の1以内で限度額3万円

2 算出された補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

### (交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする地域の住民組織の代表者（以下「申請者」という。）は、事業の着工前に、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 補助金等交付申請書（様式第1号）
- (2) 収支予算書（様式第2号）
- (3) ごみ集積所の位置図
- (4) ごみ集積所の平面図及び構造図
- (5) その他市長が必要と認めるもの

(交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による書類の提出があった場合は、当該書類の審査及び必要に応じて現地確認を行い、補助金の交付が適当と認めるときは、補助金交付決定書（様式第3号）により、認めないときは、補助金不交付決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

(事業の変更及び中止)

第7条 申請者は、補助対象事業を変更するときは、補助事業等変更申請書（様式第7号）により、補助対象事業を中止するときは、補助事業等中止(廃止)申請書（様式第8号）により必要書類を添えて提出しなければならない。

(完了届)

第8条 申請者は、補助対象事業が完了したときは、補助事業等着手(完了)届（様式第6号）に次の書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) ごみ集積所の整備に係る経費を証明する領収書
- (2) ごみ集積所の整備完了写真
- (3) その他市長が必要と認めるもの

(完了検査)

第9条 市長は、必要に応じて前条により提出された完了届に基づき、実地検査を受けなければならない。

(補助金の請求)

第10条 前条の検査が終了した申請者は、補助金等交付請求書（様式第13号）により補助預金の請求ができるものとする。

(補助金の返還)

第11条 市長は、申請者に補助金を交付することが不適切と認められる事案があったときは、補助金の交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部もしくは一部を返還させることができる。

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。